

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月18日

水曜日

第4615号

目次

告示

- 堤防と道路との兼用工作物の管理 1
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 3
- 土地区画整理組合の事業計画の変更 4
- 富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消し 5

公告

- 建設業の営業の停止
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の取下げ 8

告示

富山県告示第121号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県富山土木センター立山土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月18日

富山県知事 石井 隆 一

- 1 河川の名称
二級河川白岩川水系京坪川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置

中新川郡舟橋村佛生寺80番1地先から舟橋村佛生寺 829番地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 舟橋村

住所 中新川郡舟橋村佛生寺55番地

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和2年3月18日から道路の存続する日まで

富山県告示第122号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センター小矢部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 河川の名称

一級河川小矢部川水系藪波川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

小矢部市矢水町1012番地

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 小矢部市

住所 小矢部市本町1番1号

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和2年3月18日から道路の存続する日まで

富山県告示第123号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画公園事業

69号 山室二区公園

3 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成12年12月20日から令和7年3月31日まで

富山県告示第124号

土地区画整理組合の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により朝日町泊駅南土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 組合の名称

朝日町泊駅南土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成29年12月15日から令和6年3月31日まで

3 施行地区

下新川郡朝日町平柳字埋田、字角地、字上折戸、字北川原、字久保、字島崎、字清水、字袖川原、字大面、字出戸、字中田、字梨子木、字南原、字西川原、字畑直、字水尻、字道上及び字向田の各一部

下新川郡朝日町平柳字荒角地、字梨ノ木及び字畷地の全部

4 事務所の所在地

下新川郡朝日町道下1170番地4

5 設立認可の年月日

平成29年12月15日

6 変更認可の年月日

令和2年3月18日

建設業の営業の全部

(2) 停止を命ずる期間

令和2年3月25日から同月31日まで

4 処分の原因となった事実

株式会社山本建成工業の元代表取締役は、同社の業務に関し、架空の外注費を計上する等の方法により所得を秘匿した上、平成25年8月1日から平成26年7月31日まで及び同年8月1日から平成27年7月31日までの各事業年度において、虚偽の法人税確定申告をし、そのまま法定納期限を徒過させ、もって不正の行為により、同社の法人税を免れた。このことにより、同社の元代表取締役は、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第3条の規定による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。）第159条第1項の規定により、富山地方裁判所から懲役1年（執行猶予3年）の判決を令和元年10月23日に言い渡され、その判決が確定している。

また、同社は、旧法人税法第159条第1項及び法人税法第163条第1項の規定により、富山地方裁判所から罰金1,000万円の判決を令和元年10月23日に言い渡され、その判決が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング豊田店 富山市豊田町一丁目字前田割26番3 ほか3筆

2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル

3 店舗において小売業を行う者 株式会社大阪屋ショッピング

-
- 4 新設の日 令和2年10月20日
- 5 店舗面積の合計 1,739㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側及び東側 1箇所/72台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側 1箇所/34台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側 1箇所/33.0㎡ 建物北東側 1箇所/29.7㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北東側 2箇所/16.89㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場1、2/午前8時半～午後9時半
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 5箇所/駐車場1東側2箇所、駐車場1西側1箇所、駐車場2東側1箇所ほか1
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1/午前7時～午後6時 荷さばき施設2/午前4時～午後5時
- 8 届出の日 令和2年3月6日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 令和2年3月18日から令和2年7月20日まで
- 11 その他
- 当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。
- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
 - (2) (1)の事項の公表の可否
 - (3) 当該店舗の名称及び所在地
-

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の取下げについて

令和元年8月30日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、当該届出を取り下げる旨の届出があったので、次のとおり公告する。

令和2年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス高岡昭和店 高岡市昭和町2丁目262番1 ほか3筆

2 店舗の新設の届出を取り下げる者 株式会社コスモス薬品

3 取下げの届出の日 令和2年3月9日

4 取下げの理由 届出店舗について出店を中止したため